

2018 (H30) 年 11月 12日 (月)

山口県弁護士会所属 登録番号37149

ひよりやま No.10

弁護士 前田将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895



秋ですね、写真は紅葉の久住山。知人が送ってくれた写真です。三俣山のシルエットもいいですね。行きたいなあ・・・。

仕事が忙しくてなかなか観ることができませんが、映画も好きです。最近みた三本の映画の感想を紹介させていただきます。

【スリー・ビルボード】 タフな女性主人公がかっこいいですね。音楽もハードボイルドな作品の雰囲気にもマッチしていました。一触即発の緊張感が漂い続けていたので、見終わった後は非常に疲れます。しかし、この映画のテーマとされる『許し』のシーンには深く感動しました。広告代理店の若者が暴行した警察官を許す

シーン、女性主人公が看板を燃やした夫を許すシーン、警察官が 放火した女性主人公を許すシーン・・・。「張りつめてエスカレートしていた登場人物が救われる瞬間」に この映画の醍醐味があると思います。

【シェイプ・オブ・ウォーター】 半魚人と人間の恋物語ですが、ある意味グロテスクな、独特な世界観が印象的であり、やはり見終えた後は疲れました。

この映画について「少数的存在側から社会の保守的・多数派の傲慢さを暴いている」との評論がありました。さらに視点を近づけると、「スタンダード」ではない人々が「主人公」として揺れ動く物語として読み解くこともできそうです。(ちなみに、妻は「純愛映画」だと言っています)

【カメラを止めるな】 二段構えの構成が秀逸です。「ゾンビ映画と思いきや・・・」ということでもなかなか感想が難しいのですが、おススメであります。前半部分の違和感が実は全て伏線であり、これを解き明かす後半部分に多大なカタルシスを感じることであります。そのほかコメディ部分もよろしい。

また、期待されない、売れない映像作家の矜持の物語でもあり、映画関係者であればラストの皆で協力して頑張るシーンにすごく感動するだろうと思いました・・・が、妻は途中で出てしまいました・・・。

憲法改正

安倍晋三さんが自民党総裁3期目にはいり、憲法改正への強い意欲を示しています。改憲内容については色々と議論があるところですが、今回はまず改正の手続きを確認しましょう。

日本国憲法第96条(改正)に基づいて「日本国憲法の改正手続に関する法律」(いわゆる国民投票法)が平成19年に制定されました。

この法律によれば、手順として

① 衆議院100人以上、参議院50人以上の国会議員の賛成により、「憲法改正原案」が国会に発議(提案)されます。

※ 普通の法律案の場合は、衆議院では20名以上、参議院では10名以上、さらに予算を伴う場合はそれぞれ50名、20名以上の賛成が必要とされています。

② 「憲法改正原案」は、衆議院と参議院にそれぞれ設置される「憲法審査会」で審議されます。

③ 衆議院本会議及び参議院本会議にて、それぞれ総議員の3分の2以上の賛成で可決されます。

④ 両院で可決した場合は、国会が憲法改正の発議を行い、国民に提案したものとされます。

⑤ 発議の日から起算して60日以後180日以内に国民投票にかけられ、過半数の賛成で承認されます。

(次号では「国民投票」についてご紹介します)

